

対象経費等の詳細

1 補助対象経費について

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。）とします。

あくまで教育の質の向上に資する物品が対象となりますので、職員が通常使用する事務用品や保育の用途のみに使用される物品は対象外です。

【対象物品の具体例】

- ・救急用品（AEDなど）
- ・衛生管理用品（空気清浄機、加湿機等）
- ・健康管理用品（園児用寝具、身体測定用具等）
- ・運動用具（平均台、巧技台（組合せ遊具）、跳び箱、運動マット等）
- ・園庭遊具（登はん棒、すべり台、ぶらんこ、シーソー等）
- ・楽器類（園に備え置き、管理するものに限る）
- ・行事関係用品（拡声器、マイク、アンプ、スピーカー等）
- ・映像音楽教育用機器・ソフト（DVDプレーヤー・ソフト等）

【対象外経費等】

- ・3号認定子どものみが使用するもの。
- ・設備と見なせないもの（遊具等の収納・整理用品、絵本、パズル等）。
- ・防災・安全用品（ただし、防災・安全教育に使用する備品は、教具として対象）。
- ・ロッカー、本箱、道具入れ、固着式の砂場（砂を含む）、災害時用の備蓄品。
- ・施設本体と区別し難いもの。
- ・フェンス、築山、砂場等、構築物と区別し難いもの。
- ・個人の管理に属するもの。
- ・既存物品等の修理・改修に係る経費（初期投資のみ対象）。
- ・アスレチック遊具、野外ステージなど。
- ・設備整備について、大規模な工事を伴うもの。
- ・購入経費の支払いに係る手数料（銀行振込手数料等）。
- ・安全管理上、専門業者による特別な配送が必要な場合などを除き、原則として配送のみに係る費用は区別し、対象経費に含まず申請すること。
- ・遊具の設置に直接必要な経費に限り対象とする。経費の内訳が分かるように記載すること。

2 留意事項等

- (1) 事業の実施（物品の購入、設置、支払等）が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのものが補助対象となります。
- (2) 本補助金の対象経費について、他の補助金を受けることはできません。
- (3) 整備する物品等の個数に制限はありません。
- (4) 対象経費等について疑義がある場合は、お問い合わせください。